

普通預金(無利息型)

2023年1月4日現在

1. 商品名	・普通預金(無利息型)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。
7. マル優	・利息がつかないのでマル優の取扱の対象となりません。
8. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません。
9. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「ATM利用手数料一覧」をご覧ください。)
10. 付加できる特約事項	・個人のものは、「総合口座」の取扱いができます。 ※貸越利率は担保預金が定期預金の場合は約定利率に0.5%上乗せした利率 ※貸越利率は担保預金が定期積金の場合は約定利率に0.7%上乗せした利率 ・キャッシュカードによる払戻しの場合は、通帳・印鑑は不要です。
11. 中途解約時の取扱い	_____
12. 金利情報の入手方法	_____
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。</p>
14. その他参考となる事項	<p>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。</p> <p>・小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>・この預金及び通帳は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。</p> <p>・預金保険制度の保護対象預金で、決済用預金に該当しますので、全額保護されます。</p>